

## 平成 30 年度実地指導の状況

(特定施設入居者生活介護)

## 1 実施数 (平成 30 年 7 月～平成 30 年 12 月)

特定施設入居者生活介護事業所 1 事業所 (うち外部サービス利用型 0 事業所)

## 2 指摘事項及びその内容

指 摘 事 項 及 び そ の 内 容		件数
運営に関する事項	内容及び手続の説明及び同意	1
	運営規程	1
合 計		2

## 3 主な留意点

## (1) 運営に関する事項

## ア 内容及び手続の説明及び同意

- 重要事項説明書について、以下の不備があった。
  - ・介護報酬の 2 割又は 3 割負担に係る記載がなかった。
  - ・苦情相談窓口 (特に市町及び国民健康保険団体連合会の所在地及び電話番号) の記載がなかった。
  - ・利用者が他の居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続について記載がなかった。

## イ 運営規程

- 利用者が他の居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続について記載がなかった。

## 4 主な留意点（平成29年度分・参考）

### （1）設備に関する事項

#### ア 介護居室

- 利用実態が届出と異なっていた。

### （2）運営に関する事項

#### ア 内容及び手続の説明及び同意

- 重要事項説明書について、以下の不備があった。
  - ・報酬改定が行われているにもかかわらず、最新の利用料金が記載されていなかった。
  - ・外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所において、受託居宅サービス事業所として委託契約を締結しているにもかかわらず当該事業所が記載されていなかった。また、受託居宅サービス事業所として委託契約が切れているにもかかわらず当該事業所が記載されていた。

#### イ 運営規程

- 介護報酬の2割又は3割負担に係る記載がなかった。
- 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所において、受託居宅サービス事業所として委託契約が切れているにもかかわらず当該事業所が記載されていた。

#### ウ その他

- 受託居宅サービス事業者が受託居宅サービス提供した場合において、受託居宅サービス事業者から受けた報告の内容（提供した日時、時間、具体的なサービス内容等）に不備があった。

### ●指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年山口県規則第82号）

#### （受託居宅サービスの提供）

第192条の8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を書面により報告させなければならない。

### (3) 変更の届出

- 平面図の変更の届出がされていなかった。

### (4) 介護給付費の算定

#### ア 個別機能訓練加算

- 個別機能訓練計画について、3月ごとの利用者に対する説明及び同意の記録がなかった。

●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

（平成12年3月8日老企第40号）

第2の4

（7）個別機能訓練加算について

- ④ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する。

#### イ 身体拘束廃止未実施減算（施設サービスで指摘のあったもの）

- 身体的拘束等の適正化のための指針に規定すべき7つの項目のうち記載が漏れている項目（身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針、施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針、入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針等）があった。
- 自ら策定した身体的拘束等の適正化のための指針に定めた体制で身体的拘束適正化検討委員会が開催されていなかった。
- 身体的拘束等の適正化のための研修内容の記録が作成されていなかった。

●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成12年2月10日厚生省告示第19号)

注4

イ(特定施設入居者生活介護費)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成12年3月8日老企第40号)

第2の4(4)

(注4)身体拘束廃止未実施減算について(一部抜粋)

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第37号)第183条第5項の記録(同条第4項に規定する身体拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合に、入居者全員について所定単位数から減算することとなる。

●指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成11年3月31日厚生省令第37号)

第183条

1～4(略)

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

## ●指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号)

十 特定施設入居者生活介護

3 運営に関する基準

(1) ～ (4) (略)

(5) 指定特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針

① 居宅基準第 183 条第 4 項及び第 5 項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあつても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

② 同条第 6 項第 1 号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。

なお、身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。

指定特定施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。

ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。

- ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。
  - ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
  - ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
  - ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。
- ③ 指定特定施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。
- イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
  - ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
  - ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
  - ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
  - ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
  - ヘ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
  - ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
- ④ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。
- 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定特定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。
- また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。